

静岡福祉大学内部質保証に関する方針

制 定 令和5年4月18日

一部改正 令和6年4月1日

1. 内部質保証の方針

静岡福祉大学（以下「本学」という。）は、建学の精神、基本理念（教育理念）に基づく使命・目的の達成に向けて、教育、研究、社会貢献等の諸活動を推進・向上させるとともに、自らの責任で点検・評価を行い、その結果を基に改革・改善に努め、恒常的かつ継続的に本学の質の向上に取り組む。併せて、取組状況を公表することにより、社会に対する説明責任を果たす。

2. 内部質保証の体制

(1) 大学全体における内部質保証の推進は、「改善委員会」が責任を負う。改善委員会の構成員は、学長、社会福祉学部長、子ども学部長、事務部長、企画戦略課長、その他学長が必要と認める者とする。

改善委員会は、内部質保証に関する方針、体制及び手続に関する案を策定するとともに、本学が実施している自己点検・評価の結果に対する大学全体の課題を抽出し、改革・改善に係る具体案の検討を行う。

(2) 改善委員会が示した案は、「運営協議会」において審議し、決定した内部質保証に関する方針等は、大学全体に共有し、改革・改善に係る具体策は、「自己点検・評価委員会」を通じて、学部・学科、委員会、センター、事務部等において行う。

(3) 「自己点検・評価委員会」は、大学全体の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自己点検・評価を実施するための組織であり、毎年度自己点検・評価業務を行う。

業務の実施に当たっては、基準ごとに責任者、担当者を定め、全学的な取組みとして行う。

(4) 学部・学科、委員会、センター、事務部等は、組織的かつ体系的なFD・SD活動や外部研修会等を通じて、内部質保証を推進するとともに、自己点検・評価活動により抽出された課題に関し、改革・改善活動に努めるものとする。

(5) 学部・学科は、本学の3つのポリシーに基づく取組みとその学修成果に関する点検・評価を定期的に行い、教育活動の継続的な改革・改善に努めるものとする。

(6) 教職員は、自らの教育及び研究活動を点検・評価し、その活動内容の改善及び向上を図り、教育の質の保証に努めるものとする。